

概要及び経過について

1 概要

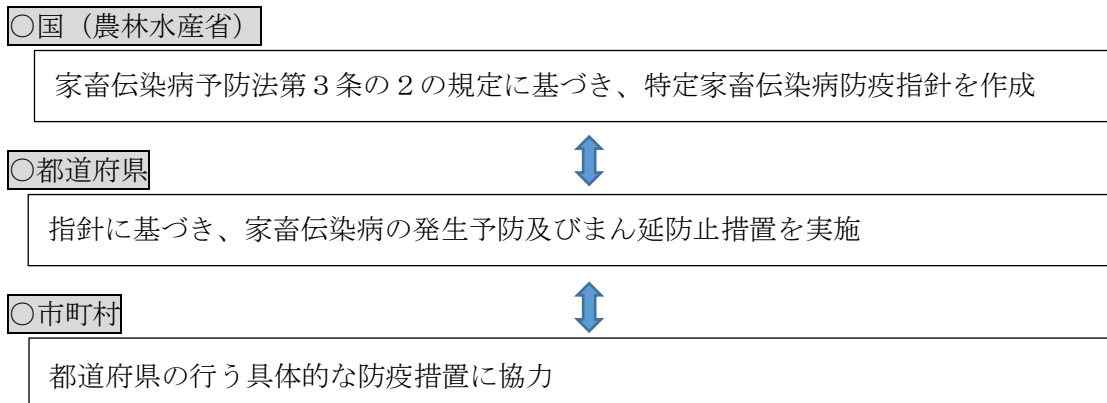
市内の養鶏場において、11月29日から30日にかけて100羽の鶏が死亡し、その後の検査で高病原性H5N6亜型の鳥インフルエンザであることが確認され、本市にとって初めての鳥インフルエンザの発生事例となりました。

発生からこれまでの間、本市をはじめ、国や新潟県、自衛隊、県内市町村、JAえちご上越などの関係団体等による24時間体制で進められた防疫措置が、12月6日午後5時に完了し、まずは大きな山を越えたところでもあります。

今後については、定期的に発生養鶏場の消毒が行われ、清浄性確認検査の結果、陰性が確認された場合は、今月21日に搬出制限区域（発生養鶏場から半径10km）が解除され、さらにその後、新たな発生がなければ、今月28日に移動制限区域（発生養鶏場から半径3km）の解除がなされることになり、一連の対応が終了することになります。

市では、対応が終了するまで、高病原性鳥インフルエンザ対策本部の体制を継続し、市民の皆さんの安全と安心の確保に向けて、必要な取組を行ってまいります。

2 高病原性鳥インフルエンザに関する役割分担（関係法令：家畜伝染病予防法）



3 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置の流れ

○都道府県（新潟県知事）

国の初動対応等を定めた防疫方針に即した具体的な防疫措置を実行するため、県対策本部会議を開催。上越地域振興局に現地対策本部を設置して防疫措置を実施。

【防疫措置】

- ①防疫措置（殺処分、埋却、清掃・消毒）の実行
移動・搬出制限区域を設定し、消毒ポイントを設置
- ②防疫措置完了から10日後に清浄性確認検査を行い、異常がなければ搬出制限区域（発生養鶏場から半径10km）を解除し、消毒ポイントの一部を撤去
- ③防疫措置完了から21日後に移動制限区域（発生養鶏場から半径3km）を解除し、消毒ポイントを撤去

○市町村及び関係団体（上越市長）



市の対応マニュアルに基づき市対策本部を設置
現地対策本部長（上越地域振興局長）の要請により、防疫措置に協力

4 発生から防疫措置完了までの経過

月 日	時 間	対応	内 容
11月29日	—	—	市内養鶏場で採卵鶏40羽が死亡
11月30日	—	県	市内養鶏場で採卵鶏60羽が死亡 → 鳥インフルエンザ簡易検査実施
	13:50	県	上越地域振興局から、簡易検査結果が陽性、遺伝子検査に着手した旨の情報提供
	—	県	国の指示を受け、遺伝子検査の結果を待たずに対応に取り掛かる
	14:30	県	上越地域振興局で県現地連絡会議を開催（市関係部局同席）
	17:00	市	上越市高病原性鳥インフルエンザ対策本部準備会議を開催
	19:00	県	新潟県庁で県対策本部会議を開催
	20:00	県	上越地域振興局に県現地対策本部を設置
	21:00	市	上越市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置
12月1日	1:50	県	殺処分開始
12月2日	14:00	市	柿崎総合体育館に上越市現地対策本部を設置
	—	県	埋却処理開始
	—	県	遺伝子検査の結果「H5N6 亜型」確定
	—	県	市内の2養鶏場で卵の出荷制限を条件付きで解除
12月4日	4:10	県	殺処分完了
12月6日	16:00	国	野鳥緊急調査開始～12月8日まで実施 → 調査結果…異常なし（環境省）
	17:00	県	防疫措置完了
12月7日	—	県	市内の1養鶏場で鶏の出荷制限を条件付きで解除

5 最終処分数

235,641羽 (12月1日(木)から12月4日(日)の4日間で殺処分を実施)

6 防疫作業員の状況 (11月30日(水)から12月6日(火))

国	自衛隊	県	上越市	他市※	J A えちご上越	計(人)
80	1,240	535	570	190	120	2,735

※他市の内訳(11市町村):長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、南魚沼市、聖籠町、田上町、出雲崎町、刈羽村

7 消毒ポイントでの消毒車両台数(作業時間 8:00~20:00)

消毒対象車両:畜産関係車両、防疫作業関係車両、一般車両(希望に応じて)

消毒車両台数:246台(12月1日(木)~、台数は12月13日(火)現在)

消毒ポイント:米山海岸駐車場(柏崎市地内)、柿崎IC、柿崎総合体育館駐車場、大潟スマートIC(上下線)、大潟区渋柿浜駐車場、上越家畜市場(大潟スマートICは12月9日(金)で廃止、上越家畜市場は12月10日(土)から開始)

※消毒ポイントでの消毒作業は、移動制限区域の解除(12月28日(水))まで継続

8 今後の予定

月日	対応	内容
12月17日	県	発生養鶏場周辺における清浄性確認検査
12月21日	県	清浄性確認検査の結果、陰性が確認された場合は、搬出制限区域(発生養鶏場から半径10km)を解除し、消毒ポイントを縮小
12月28日	県	新たな発生がなければ、移動制限区域(発生養鶏場から半径3km)を解除し、消毒ポイントを廃止

9 養鶏業者への支援制度

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、まん延防止のために殺処分等を行った場合は、家畜伝染病予防法に基づき、発生養鶏業者に対する国の支援策が定められている。

- ・殺処分した鶏に対する補償:へい殺畜等手当金として、基本的に評価額の全額を交付
- ・殺処分及び埋却に伴う経費:県が実施したものであり、養鶏業者に負担は発生しない。

【その他の支援制度】

- 経営再開に向けた支援制度
 - ・家畜防疫互助基金(任意加入):再開するための鶏購入費に対して互助金を交付
 - ・日本養鶏協会経営再建保険(任意加入):発生被害に対する補償金を交付
- ※今回の対象養鶏業者はいずれにも加入済み。
- 各種資金融資制度(新潟県農林水産業振興資金等)

防疫措置等に係る市の対応状況について

1 県からの要請に基づく対応

- (1) 防疫作業員の派遣（延べ 570 人）
 - ・鶏の殺処分
 - ・鶏舎等の消毒及び鶏卵、飼料、防疫服、汚染品等の袋詰め
 - ・建物周辺、重機、資機材の消毒
- (2) 保健師の派遣（延べ 24 人）
 - ・健康調査票を基に防疫作業員の作業前後における問診、体温・血圧測定
- (3) 防疫作業員の送迎バスの運行（自動車運転手延べ 20 人）
 - ・防疫作業員の送迎
- (4) 消毒ポイントにおける給水支援 ※12月1日（木）から現在も支援継続中
 - ・ガス水道局給水車（2 t）1 台により消毒液を希釈する水を供給
- (5) 住民説明会の会場設営及び住民周知
 - ・柿崎区、大潟区、吉川区の住民に対する防疫措置等に係る説明会の会場設営
 - ・上記説明会に係る住民周知（防災行政無線、町内会長への電話または F A X による周知依頼）

2 市としての対応

- (1) 県現地対策本部への情報連絡員の派遣
 - ・県現地対策本部と市対策本部との連携強化と早期の情報収集を目的とし、11月30日（水）から12月6日（火）まで防災危機管理部職員を上越地域振興局へ情報連絡員として派遣
- (2) 市現地対策本部の設置
 - ・柿崎総合体育館に現地対策本部を設置するとともに、発生養鶏場入口にも職員を配置し、送迎バスの運行管理や防疫作業員のバス乗降時の支援等を実施
- (3) 住民周知等
 - ア 住民説明会の開催（県主催）
 - ・12月1日（木）午後6時30分から柿崎区、大潟区、吉川区の各コミュニティプラザにおいて住民説明会を開催し、鳥インフルエンザの発生、防疫作業、鳥インフルエンザウイルスの人への感染、防疫措置による周辺環境への影響調査等について説明を行った。

【各会場の参加者数と主な質疑内容】

- 参加者数：柿崎区 104 人、大潟区 74 人、吉川区 46 人 計 224 人
- 主な質疑内容
 - ・ 鳥から人への感染、人から人への感染の事例や心配はないのか。
 - ・ 鳥インフルエンザの感染ルートは特定できているか。
 - ・ 卵や鶏肉は安全か。
 - ・ 「終息宣言」は、いつになれば出るのか。
 - ・ 埋却による地下水への影響はないのか。
 - ・ 人が鶏舎に近づかないように交通規制などを行っているか。
 - ・ 飼っている鳥は安全か。
 - ・ 飼っている鳥が死んだ場合はどうすればよいか。
 - ・ 野鳥が死んでいるのを見つけたらどうしたらよいか。
 - ・ 発生養鶏場を公表できないのか。
 - ・ 現在の作業状況などについて、ホームページ以外の方法も含め、日々の進捗状況を知らせてほしい。

イ 住民への周知

- ① チラシの配布（8～9 ページ参照）
 - ・ 住民説明会での質疑応答等を基に住民周知用チラシを作成し、12月3日（土）に柿崎区、大潟区、吉川区の全町内会に全戸配布を依頼
 - ・ 12月10日（土）から上越家畜市場が消毒ポイントとなるため、その旨を周知するチラシを作成し、12月9日（金）に保倉地区の全町内会に班回覧を依頼
- ② 防災行政無線による周知（12月1日（木）より継続して実施中）

以下について、防災行政無線により柿崎区、大潟区、吉川区の住民に周知

 - ・ 住民説明会の開催、殺処分完了、防疫措置完了の周知
 - ・ 水質調査結果及び野鳥パトロール結果の周知
 - ※水質調査：防疫措置区域の地下水 2 地点及び河川水 1 地点の水質調査
 - ※野鳥パトロール：発生養鶏場周辺半径 10 kmを野鳥監視重点区域に指定しパトロールを実施
- ③ 市ホームページ
 - ・ 11月30日（水）から鳥インフルエンザに関する情報ページを掲載し、防疫措置の進捗状況、市対策本部会議の開催状況、その他各種注意喚起等を随時更新

ウ 市民からの問い合わせ対応

- ・12月12日（月）現在、鶏肉、鶏卵の安全性に関するもの6件、人への感染に関するもの1件、野鳥との関わり等に関するもの2件の計9件の問い合わせがあった。

【主な問い合わせ内容】

- ・鳥インフルエンザウイルスは人間に感染するのか。
- ・自宅にある卵を食べても安全か。
- ・冬になると庭ですずめに餌をあたえているが問題ないか。 等

(4) 注意喚起看板の設置

- ・渡り鳥が飛来するため池等の周辺に注意喚起看板を計55基設置
設置場所：上吉野池（保倉区）、朝日池（大潟区）、鶉ノ池（大潟区）、
大池・小池（頸城区）、高田公園（高田区）等

(5) 養鶏飼養者への経営相談窓口の案内

- ・12月5日（月）から県庁（農林水産部経営普及課）及び上越地域振興局（農林振興部）に開設された相談窓口を案内する文書を市内養鶏飼養者へ12月6日（火）付で発出

(6) 風評被害に関するアンケートの実施

- ・柿崎区、大潟区、吉川区の各商工会会員に実施（12月10日（土）～11日（日））した風評被害に関するアンケートでは、発生養鶏場付近のゴルフ場で106人、鶉の浜の旅館で1件のキャンセル発生があったが、その他は影響がないとの結果であった。なお、現在ではキャンセルがあった事業者も平常通りの営業になっている。
- ・年内は引き続き関係者からの情報収集を行い、市内中小企業の影響が大きい場合は、制度融資（利子補給付き）の枠の拡大などの経営安定支援対策を行う。

(7) 防疫作業従事職員の健康観察等

- ・10日間の体温記録による経過観察を実施
- ・ストレス反応者があった場合は、相談対応及び概ね1か月経過後の状況を確認することとしている。

今後の対応に向けて

1 県との情報共有、市の初動体制

短期間で防疫措置を完了させる必要があることから、初動体制及び県への支援体制を早期に確立するため、情報連絡員を派遣し、県との情報共有を確実に迅速に図るよう努める。

2 住民への広報

市民に過度な不安を与えないよう、適時に鳥インフルエンザに関する正しい理解を促すための広報を行う。

3 市対応マニュアルの更新

今回の対応を教訓としつつ、県の対応マニュアルとの整合を図りながら、市対応マニュアルの見直しを行う。

4 養鶏業者等への再発防止に向けた指導

市内の養鶏業者へは上越家畜保健衛生所が定期的に巡回指導を行い、国の管理基準に基づく確認と指導を行っている。

今回の発生事案では、その原因等に関しては明確になってはいないが、今後、再発防止に向けた指導及び啓発のためには、県と協力して、今回の事案を参考とした改善・予防ポイントなどをまとめる必要がある。

これまでは、養鶏農家や愛玩用飼育者などを含めた鳥類の飼育者情報が県・市の間で共有されていなかったため、今後、情報の一元化とともに飼育者リストの整備を進めることなど、個別の情報提供や指導が行えるよう県・市の連携を強化することが必要である。

5 国や県への要望

鶏卵等の移動の自粛や制限を受けた養鶏業者等への支援及び市町村への防疫対策経費などの財政支援を要望する。



高病原性鳥インフルエンザの発生と対応等のお知らせ

11月30日（水）に市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。12月1日（木）に地域住民の皆さんを対象にした「住民説明会」を柿崎区、大潟区、吉川区で開催しました。当日の説明内容や質問等を下記のとおりQ&Aでまとめましたので、ご覧ください。

【問合せ先：市危機管理課 526-5111、〇〇区総合事務所 - 】



【発生の概要】

○発生農場について

- ・所在地…上越市
- ・飼養状況…採卵鶏 23 万羽

○防疫作業について

- ・鳥インフルエンザにかかった鶏及びかかった疑いのある鶏（同居鶏）、すべてを処分します。また、鳥インフルエンザ発生農場でウイルス汚染の疑いがある物品（鶏糞、鶏卵等）も処分します。
- ・期間は、11月30日（水）から12月4日（日）までを予定しています。

Q & A

<鳥インフルエンザについて>

Q：鳥からの人への感染、人から人への感染の事例や心配はないのでしょうか。

A：鳥インフルエンザにかかった鶏の羽や粉末状になった糞に含まれるウイルスが、人の体内に大量に入ってしまった場合は、ごくまれに感染することがあります。海外では人が鳥インフルエンザに感染した例はありますが、これまで人から人へ感染した例はありません。

日本では鳥インフルエンザにかかった鶏などの処分は徹底的に行われており、通常的生活などで病気の鶏と濃厚に接触することはあまりないので、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は極めて低いと考えられます。

Q：鳥インフルエンザの感染ルートは特定できていますか。

A：北から渡り鳥を介したルートと思われませんが、調査中です。

Q：卵や鶏肉は安全でしょうか。

A：卵や鶏肉を食べることによって、鳥インフルエンザが人に感染した例はありません。鳥インフルエンザ発生農場では、鶏や鶏卵等が処分されるため、出荷されることはありません。



Q：「終息宣言」は、いつになれば出るのでしょうか。

A：鶏の埋却後、農場における消毒を徹底することにより防疫措置を完了してから、3週間で終息宣言となる予定です。

裏面へ

<地下水など周辺環境への影響について>

Q：埋却による地下水への影響はないのでしょうか。

A：掘った穴には、漏えい防止のため、ビニールシートを何重にも敷いたうえに、袋にいれたものを消毒薬とともに埋却しますので、地下水への影響はありません。また万が一を考え、柿崎区上下浜の2か所で地下水の調査を実施しています。（12月1日現在、異常は認められませんでした。）

Q：人が鶏舎に近づかないように交通規制などを行っていますか。

A：発生農場では現在、人が近づかないように、警察官と県職員を配置し交通規制を行っています。

Q：下越（関川村）で発生した後、全県的な予防対応を図ったのですか。

A：全県一斉に養鶏場における消毒の徹底を求めています。

<飼っている鳥や野鳥にかかる留意点>

Q：飼っている鳥は安全ですか。

A：飼育場所は清潔にし、野鳥が接触しないようにして、鳥の糞等に触れた場合は手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。国内で鳥インフルエンザが発生しても飼育中の鳥が直ちに感染することはありませんので、鳥を野山に放したり、処分するような必要はありません。

Q：飼っている鳥が死んだ場合はどうすればよいのでしょうか。

A：鳥は他の生き物と同じように様々な原因で死ぬことがありますので、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。ただし、原因不明で飼い鳥が多数死んでしまった場合は、触らなくなるべく早くお近くの獣医師、保健所または家畜保健衛生所にご連絡ください。

Q：野鳥が死んでいるのを見つけたらどうしたらよいですか。

A：野鳥も飼っている鳥と同様に、様々な原因で死ぬがありますが、鳥インフルエンザ以外にも細菌や寄生虫をもっていたりしますので、触らないで速やかに、お近くの警察・保健所・市役所へご連絡ください。



<情報提供について>

Q：発生農場を公表できないのですか。

A：興味本位で集まる人など防疫対策の妨げになる恐れもあり、公表していません。

Q：現在の作業状況などについて、ホームページ以外の方法も含め、日々の進捗状況を知らせてほしい。

A：市、県ではホームページなどで各種情報を掲載しているほか、上越市防災行政無線を活用して、当分の間、水質調査結果等を12月3日から放送します。

鳥インフルエンザ防疫作業写真 (新潟県上越地域振興局 提供)



①鶏舎内における鶏及び鶏卵の収集



②死亡鶏の袋詰め作業



③鶏舎2階からフォークリフトで搬出



④袋詰め後、重機を用いて埋却場所へ移動